

「朗読とお話の夕べ・東京大空襲―心をこわされた子どもたち」が十一月二十六日夜、開催されました。浅見洋子さん（品川支部）の八冊目の詩集『独りぼっちの人生（せいいかつ）』の出版を記念し、同時に東京



青井未帆さん

大空襲訴訟を支援するため計画されたものです。お話は東京大空襲訴訟原告の吉田由美子さんと金田茉莉さんが、被災孤児として親戚の家にたらいまわしで預けられて苦労した「私の戦後」を語り、学習院大

学教授の青井未帆さんが「空襲と憲法」を講演。青井さんの主な研究領域は憲法九条論と憲法訴訟論で、次のように話しました。

「憲法は国の統治のあり方と市民社会の中での人権の調整の二本立てで作られています。憲法の観点から

ます。しかし旧軍人・軍属などで日本国籍を有する者には援護措置がとられています。また特別の理由があると国が認める場合には、立法によって救済の枠が広がられており、シベリア抑留者、引揚者、被爆者などには不十分な何らかの

という事です。人間を戦争の道具にしてはいけないということでもあります。国家が起因の戦争の場合も、天災による被害の場合も、救済への公的援助や国の賠償が必要なのです。

このお話のあと、石井泉さんのヴァイオリン演奏と共に岩崎加根子さん（俳優座）が浅見さんの詩集の中から「二六歳の智恵子」「三歳の由美子」「十二歳の絃子」「九歳の和子」をうたった詩を心をこめて朗読、参

東京大空襲―心をこわされた子どもたち

浅見洋子詩集の朗読と空襲訴訟

空襲被害者の救済を考えてみましょう。戦争被害の救済についての政府の対応は『国民のすべてが多かれ少なかれ、その生命・身体・財産の犠牲を耐え忍ぶべく余儀なくされていた』とする戦争被害受忍論で、一般的な補償義務を否定してい

措置がとられています。しかし一般の市民の被災被害には及んでいません。憲法十三条には『すべて国民は個人として尊重される』とあります。個人が全体のために犠牲にさせられない権利、戦争だからといってがまんすることはない

国民は犠牲を受忍するのがあたり前という考え方は、天皇が主権者の時代の土壌によるものです。欧米諸国の戦争犠牲者補償制度は、国民平等主義、内外人平等主義で、救済の必要性の高い者、戦争責任の小さい者への補償が特徴です。

したがって空襲被害者への救済立法の不存在は立法府の怠慢であり、特別に犠牲を強いられない権利の侵害であり、憲法違反であることを司法府は明らかにすべきだと思います」



左から岩崎さん・石井さん